

義務付け・枠付けの見直しに関する緊急要請

本日、国による義務付け・枠付けの見直しなどを内容とする「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定された。

今回の義務付け・枠付けの見直しにより地方自治体の条例制定権が拡大することに伴い、政策を提言し行政を監視する地方議会の役割と責任は益々大きなものとなる。

よって、施設・公物設置管理に関する条例制定基準を定める政省令等の制定に当たっては、地域のことは地域で決めることができるよう、下記事項について緊急に要請する。

記

- 1 施設・公物設置管理に関する条例制定基準を定める政省令等の制定に当たっては、現行の基準を再検討し、必要最小限のものとする
こととし、地方議会が地域の実情に応じて条例を定めることができるようにすること。
- 2 上記政省令等については、早期に制定することとし、地方議会における条例の審議期間と住民への周知期間を十分確保できるようにすること。

平成 22 年 3 月 5 日

全国都道府県議会議長会会長 金子 万寿夫
全国市議会議長会会長 五本 幸正
全国町村議会議長会会長 野村 弘